

群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱

(通則)

第1条 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の給付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（以下「国通知」という。）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この給付金は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項中に規定する各種学校を含む。）（特別支援学校の高等部を除く。）。以下「高等学校等」という。）の生徒等（別表第1のとおり。以下「高校生等」という。）の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者をいう。以下「保護者等」という。）に対し、予算の範囲内において給付金を給付することにより、低所得世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付対象世帯)

第3条 給付金の給付対象世帯は、当該年度7月1日（7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者にあっては別途定める日。このほか国通知に定める基準日。以下「基準日」という。）に別表第2に該当する世帯とする。ただし、保護者等が海外に在住している等の理由により、保護者等全員分の課税証明書等が確認できない場合は除く。

(対象保護者等)

第4条 対象となる保護者等は、群馬県内に住所を有する者とする。ただし保護者等の一方が県外に住所を有している場合、その都道府県に給付金の申請を行わない場合に限り、県内に住所を有する保護者等による申請を受け付けるものとする。

(対象となる高校生等)

第5条 対象となる高校生等は、次の各号全てに該当する者とする。

(1) 別表第1に定める者

(2) 基準日現在、高等学校等に在籍しており、休学中でない者

(3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等のうち見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されていない者

(対象経費及び給付額)

第6条 給付金の給付対象経費及び給付額は、別表第2に定める給付対象世帯、生徒等の通う高等学校等の種別に応じ、別記1に定めるとおりとする。

- 2 別表第2のうち、高校生等（新制度）の給付対象世帯イ～オ及び高校生等（旧制度）の給付対象世帯イ及びウの世帯の高校生等において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、別記1に定める額を加算することができる。

(給付の回数)

第7条 給付を受けることのできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とする。ただし、基準日において別表第1別表区分1のB又は別表区分2のDに該当する者については、当該各号に定める上限回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付を受けることができる。

(1) 全日制の高等学校等に通う高校生等 一人につき年1回、通算3回

(2) 定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等 一人につき年1回、通算4回

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項に規定する加算額の給付は、当該災害等につき1回に限り受けることができる。

(給付申請)

第8条 給付金の給付を受けようとする世帯の保護者等（以下「申請者」という。）は、「群馬県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に国通知に定める確認を行うのに必要な別記2に定める証明書類等を添え、県内所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては10月末日までの当該学校長（以下「県内学校長」という。）が別途定める日までに提出し、県外所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては、郵送等により、10月末日までに県に提出するものとする（申請者のうち、家計急変世帯の申請者については、県内所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては県内学校長が定める日までに、県外所在の高等学校等に在籍する高校生等にあつては別途定める日までに県に提出するものとする。）。

なお、7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者にあつては、別途定める日までに提出するものとする。

ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出できないと県が認めた場合はこの限りではない。

- 2 県内学校長は、前項の規定に基づく申請を受け付けたときは、申請書及び証明書類等並びに「奨学のための給付金申請者一覧」（様式第2号）を前項に定める期限の翌月10日までに県あて提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金又は高校生等・新修学支援に係る受給資格認定において、既に県に提出した証明書類等については、写しでの提出を認めるものとする。

- 4 申請者が提出した書類に不備があった場合、申請者は県が別途定める日までに必要な補正を行うものとする。なお申請者が手続きに応じない場合、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- 5 給付対象者が、第1項に定める申請を期限までに行わなかった場合、県は、当該給付対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付資格の認定及び給付額の決定)

第9条 県は、前条の申請書類を受理したときは、給付金の給付資格の有無を認定するとともに給付額を決定するものとする。

- 2 県は、給付資格の認定及び給付額の決定結果について、申請者に対し「給付金支給決定通知書」(様式第3号)又は「給付金不支給決定通知書」(様式第4号)により通知するとともに、前条の規定により申請書等を経由した県内学校長に対しても、その結果を通知するものとする。

(給付の方法等)

第10条 県は、前条の規定により給付資格認定を受けた申請者(以下「認定者」という。)に対し、原則として県が定める期日に給付金を給付するものとする。

- 2 前項の規定による給付の方法は、金融機関預貯金口座に振り込むものとする。ただし、やむを得ない事情がありその方法によりがたい場合は、認定者は県に別途申し出るものとする。
- 3 前項の規定により給付金を振り込む口座は、認定者名義の口座とする。ただし、様式第5号による委任状が提出された場合には、認定者が指定する受任者名義の口座へ振り込むこととする。
- 4 高等学校等設置者が認定者から委任状(様式第6号)の提出を受けた場合は、高等学校等設置者が給付金を代理受領し、認定者が負担する学校徴収金と相殺することができる。この場合、高等学校等設置者は、知事に対し代理受領請求書(様式第7号)により奨学給付金の請求を行い、代理受領した後、速やかに学校徴収金にかかる債権の弁済に充て、認定者に通知する。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、高等学校等設置者より認定者へ支給する。
- 5 県が前条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他認定者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返納)

第11条 県は、次の各号に掲げる場合、給付金の給付資格を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。なお、その場合にはその旨を当該認定者に書面により通知するものとする。

- (1) 不正、虚偽、その他不適等な申請を行った場合
- (2) その他、給付することが適当でないと県が認めた場合

(個人情報等の取扱い等)

第12条 県は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、書類の提出方法について、高校生等及び保護者等のプライバシーに特段の配慮を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月7日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 2 平成26年度における第8条第1項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「9月末日」とする。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月8日から施行する。
(令和2年度における給付額の特例)
- 2 令和2年度においては、第3条(2)の給付対象世帯に対し、別記1に定める給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。
- 3 令和2年度においては、第3条(3)の給付対象世帯に対し、別記1に定める給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価10,000円を加えた額を給付する。ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数(1か月未満は切捨て)に1,000円を乗じた額を給付する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。
(令和2年度における通則の特例)
- 2 令和2年度においては、第1条の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付

金）の取扱いについて」を「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金）における上乗せ支給の取扱いについて」と読み替えるものとする。

（令和２年度における給付額の特例）

３ 令和２年７月８日施行附則第２項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価１０，０００円を加えた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価１０，０００円及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。

４ 令和２年７月８日施行附則第３項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価１０，０００円を加えた額を給付する。ただし、７月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（１か月未満は切捨て）に１，０００円を乗じた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価１０，０００円を加えた額（７月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（１か月未満は切捨て）に１，０００円を乗じた額）及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。

５ 前２項に定める上乗せ支給の単価は、次のとおりとする。

（１）別記１の２（２）③又は２（３）③に該当する給付対象世帯 ２６，１００円

（２）（１）以外の給付対象世帯（生活保護受給世帯を除く） １２，０００円

附 則

この要綱は、令和３年５月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年６月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年６月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年６月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月２１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

別表区分	高校生等の範囲
１ 高校生等（新制度）	下記Ａ又はＢのいずれかに該当する者（特別支援学校の高等部及び国公立の学校の生徒を除く。以下「高校生等（新制度）」という。） Ａ 法第３条に規定する者 ※高等学校等就学支援金（新制度）の対象者

	B 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成２６年４月１日文部科学大臣決定）第３条第１項各号の全てに該当する者（同条第２項の規定により同条第１項第３号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表１の区分１に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成２６年４月１日文部科学大臣決定）第３条第１項各号の全てに該当する者（同条第２項の規定により同条第１項第３号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表１の区分１に規定する者 ※学び直し支援金（新制度）の対象者
２ 高校生等（旧制度）	下記ＡからＤのいずれかに該当する者（特別支援学校の高等部及び国公立の学校の生徒を除く。以下「高校生等（旧制度）」という。） A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第８号。以下「令和８年改正法」という。）附則第２条第２項に規定する経過措置の対象者 ※令和８年３月３１日以前から高等学校等（高等学校等就学支援金（新制度）の対象校種）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者 B 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和８年文部科学省令第１８号）附則第２項に規定する経過措置の対象者 ※令和８年３月３１日以前から高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む。）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者 C 令和８年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第３条に規定する者（Ａ又はＢに該当する者、法第３条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の４の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）

	※令和 8 年 4 月 1 日以降に入学する高校生等・新修学支援の対象者（高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となりうる者（在留資格が留学である者を除く。）） D 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項各号の全てに該当する者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 3 号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項各号の全てに該当する者であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する者 ※学び直し支援（旧制度）の対象者
--	--

別表第 2（第 3 条関係）

高校生等の範囲	給付対象世帯
高校生等（新制度）	ア 生業扶助（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による生業扶助をいう。以下同じ。）が措置されている（外国人を含む）世帯（以下「生活保護受給世帯」という。） イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（アの世帯を除く）（以下「住民税非課税世帯」という。） ウ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下「所得割合算額」という。）が 105, 500 円未満である世帯（イの世帯を除く）（以下「中所得世帯 1（年収 270～380 万円相当世帯）」という。） エ 所得割合算額が 182, 500 円未満である世帯（イ及びウの世帯を除く）（以下「中所得世帯 2（年収 380～490 万円相当世帯）」という。） オ 家計急変による経済的理由から、所得割合算額がイ、ウ及びエの世帯に相当すると認められる世帯（アの世帯は除く。）（以下「家計急変世帯（新制度対象）」という。）
高校生等（旧制度）	ア 生活保護受給世帯

	イ 住民税非課税世帯（アの世帯を除く） ウ 家計急変による経済的理由から、所得割合算額がイの世帯に相当すると認められる世帯（アの世帯は除く。）（以下「家計急変世帯（旧制度対象）」という。）
--	--

別 記

1 給付対象世帯の区分、対象経費、及び給付額(年額)

対象高校生等	世帯の区分	給付金額(円)		補助対象 経費
		全日制等 (注1)	通信制 (注2)	
1 高校生等 (新制度)	(1)生活保護受給世帯	52,600	52,600	授業料以 外の教育 に必要な 経費
	(2)住民税非課税世帯	152,000 (注4)	52,100 (注4)	
	(3)中所得世帯1(年収270～380万円相当世帯)	50,670 (注4)	17,370 (注4)	
	(4)中所得世帯2(年収380～490万円相当世帯)	38,000 (注4)	13,030 (注4)	
	(5)家計急変世帯(新制度対象)(注3)	最大 152,000 (注4) (注5)	最大 52,100 (注4) (注5)	
2 高校生等 (旧制度)	(1)生活保護受給世帯	52,600	52,600	
	(2)住民税非課税世帯	152,000 (注4)	52,100 (注4)	
	(3)家計急変世帯(旧制度対象)(注3)	最大 152,000 (注4) (注5)	最大 52,100 (注4) (注5)	

注1 「全日制等」とは、通信制以外をいう(以下同じ)。

注2 「通信制」とは、高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科をいう(以下同じ)。

注3 家計急変発生後1年間の年収見込み額により収入状況を確認する(災害等に起因しない離職(定年退職等)を除く)。年収見込みの確認方法については国の定めによる。

注4 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合に当該災害等につき1回に限り上記1の金額に次の金額を加算することができる。

世帯区分	加算額(1人あたり)
(2)住民税非課税世帯	81,000円
(3)中所得世帯1(年収270～380万円相当世帯)	27,000円
(4)中所得世帯2(年収380～490万円相当世帯)	20,250円

注5 7月1日までに家計が急変し、交付要綱第8条第1項に定める期限までに申請のあった者には、急変後の年収目安の該当する世帯区分の単価を給付する。

7月2日以降に家計が急変し、交付要綱第8条第1項に定める期限までに申請のあった者には、急変後の年収目安の該当する世帯区分の単価について、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切捨て）に応じて算定した額を給付する。

なお、給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

また、7月1日現在の状況により給付を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、上記の方法により算定した家計急変に係る給付額から7月1日現在の状況による給付額のうち家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を差し引いた額を追加で給付することとする。

2 証明書類等

（いずれの場合も就学支援金又は高校生等・新修学支援の収入状況届に添付し、群馬県に提出した書類は、写しでよいものとする）

・ 上記1(1)及び2(1)の場合（生活保護受給世帯）

イ 生活保護受給証明書（対象高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できるもの）

ロ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し（申請者以外の者を受取人（受任者）とする場合は、その受取人（受任者）名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し）

※金融機関本支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるもの

ハ 申請者以外の者を給付金の受取人（受任者）とする場合は、委任状（様式第5号）

ニ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状（様式第6号）

ホ 給付対象となる高校生等の国籍・在留資格等を証明する書類（注6）

・ 上記1(2)～(4)及び2(2)の場合（住民税非課税世帯、中所得世帯1（年収270～380万円相当世帯）及び中所得世帯2（年収380～490万円相当世帯））

イ 保護者等全員の当該年度の所得課税証明書（扶養親族・控除事項等の記載の省略がされていないもの）

※1(2)及び2(2)の場合は、非課税証明書でも可能。

ロ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し（申請者以外の者を受取人（受任者）とする場合は、その受取人（受任者）名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し）

※上記同様

ハ 申請者以外の者を給付金の受取人（受任者）とする場合は、委任状（様式第5号）

ニ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状（様式第6号）

ホ 給付対象となる高校生等の国籍・在留資格等を証明する書類（注6）

・ 上記1(5)及び2(3)の場合（家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所

得割が非課税、中所得世帯 1（年収270～380万円相当世帯）又は中所得世帯 2（年収380～490万円相当世帯）に相当すると認められる世帯）

イ 保護者等全員の当該年度の所得課税証明書（扶養親族・控除事項等の記載の省略がされていないもの）

ロ 保護者等の家計急変の発生事由や時期を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出等）

ハ 保護者等全員の家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）

ニ 申請者の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し（申請者以外の者を受取人（受任者）とする場合は、その受取人（受任者）名義の金融機関預貯金口座が確認できるものの写し）

※上記同様

ホ 申請者以外の者を給付金の受取人（受任者）とする場合は、委任状（様式第 5 号）

ヘ 学校設置者を代理受領とする場合は、委任状（様式第 6 号）

ト 給付対象となる高校生等の国籍・在留資格等を証明する書類（注 6）

・ 上記1(2)～(5)及び2(2)(3)の場合で、かつ、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合

イ 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金災害等に起因する給付額加算申請書兼学校証明書

ロ 被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

注 6 国籍・在留資格等を証明する書類は以下のとおり。

○高校生等（新制度）

国籍	在留資格	確認書類
日本国	—	以下のいずれかの書類 1 つを提出
日本国以外	特別永住者 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※ 7） 家族滞在（※ 8）	・ 住民票の写し（原本）（※ 9） ・ 就学支援金等（新制度）支給決定通知（コピー）（※10） ・ 特別永住者証明書の写し（コピー） ・ 在留カードの写し（コピー） ※家族滞在については、上記に加え、日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）並びに日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）の提出が必要

○高校生等（旧制度）

国籍・在留資格等	確認書類
令和８年３月３１日以前から在学する者	提出不要
令和８年４月１日以降に入学する者（在留資格が留学のものを除く）	以下のいずれかの書類１つを提出 ・住民票の写し（原本）（※９） ・高校生等・新修学支援等の支給決定通知（コピー）（※11） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※７ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者

※８ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※９ 国籍が日本国以外の場合は在留資格・在留期間が記載されているものに限る

※10 高等学校等就学支援金（新制度）及び学び直し支援金（新制度）の支給決定通知（高校生等が群馬県内の高等学校等に在学する場合に限る）

※11 高校生等・新修学支援及び学び直し支援金（旧制度）の支給決定通知（高校生等が群馬県内の高等学校等に在学する場合に限る）